

板橋区環境教育推進協議会設置要綱

(平成19年3月30日区長決定)

(平成25年4月1日改正)

(平成30年4月1日改正)

(設置)

第1条 持続可能な社会の構築に向けて、板橋区（以下「区」という。）の環境教育の基本方針に基づき、環境教育のより一層の推進を図るため、板橋区環境教育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、環境教育カリキュラム及び体験的な環境教育プログラムの作成並びに板橋区環境教育推進プランの区の環境教育の進捗状況の評価及び助言等を行う。

(構成)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に定める人数で、区長が委嘱又は任命する委員25人以内をもって構成する。

(1) 学識経験者 5人以内

(2) 区民 12人以内で別表に定めるところによる。

(3) 教員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項及び第2項に規定する校長、教員及び専門的教育職員をいう。以下同じ。） 5人以内

(4) 区職員（前号に掲げる者を除く。） 3人以内

(座長及び副座長)

第4条 協議会に、座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に協議会の会議に出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第6条 座長は、専門の事項を審議させるため、次の各号に掲げる専門部会を設置することができる。

(1) 環境教育カリキュラム部会

(2) 環境教育プログラム部会

(3) その他環境教育の推進に関する部会

2 専門部会に、専門の事項を審議させるため、部会委員を置くことができる。

3 部会委員は、座長が委員の中から指名する委員及び区長が別に委嘱又は任命する者から構成する。

(部会長)

第7条 部会に、部会長及び副部会長を置き、座長の指名により定める。

2 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。

3 部会長は、必要に応じて分科会を設置することができる。

4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第8条 部会は、部長が招集する。

2 部長は、必要があると認めるときは、部会委員以外の者に部会の会議に出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(委員等の任期)

第9条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 部会委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第10条 事務局は、資源環境部環境政策課及び教育委員会事務局指導室に置く。ただし、第6条第1項第1号に掲げる部会に係る事項については、同局指導室を、同項第2号に掲げる部会に係る事項については同部環境政策課を事務局とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、資源環境部長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(板橋区立エコポリスセンター運営協議会設置要綱の廃止)

2 板橋区立エコポリスセンター運営協議会設置要綱(平成7年4月1日区長決定)は廃止する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

板橋区町会連合会から推薦のあった者	1人以内
社団法人板橋産業連合会から推薦のあった者	1人以内
板橋区商店街連合会から推薦のあった者	1人以内
社団法人東京青年会議所板橋区委員会から推薦のあった者	1人以内
社団法人板橋法人会から推薦のあった者	1人以内
板橋区立小学校PTAから推薦のあった者	1人以内
板橋区立中学校PTAから推薦のあった者	1人以内
環境ボランティア団体	3人以内
公募等により選出した区民	2人以内

